

鴨川市小学校及び中学校管理規則及び鴨川市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の命令の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月20日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第8号

鴨川市小学校及び中学校管理規則及び鴨川市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の命令の手続に関する規則の一部を改正する規則

(鴨川市小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 鴨川市小学校及び中学校管理規則(平成17年鴨川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式まで、別記第7号様式から別記第9号様式まで、別記第13号様式から別記第15号様式まで中「**印**」を削る。

(鴨川市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の命令の手続に関する規則の一部改正)

第2条 鴨川市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の命令の手続に関する規則(平成17年鴨川市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。